

2021年7月5日

本文書は、三田図書館・情報学会編集委員会（以下、「本委員会」）が、学会誌 Library and Information Science（以下、「本学会誌」）への投稿論文に対して行う審査等を含めた取り扱いのプロセスを、投稿者および読者に明らかにすることを目的として、その概要を公表するものである。

1. 投稿論文の取り扱いに関する基本的方針

本委員会は、本学会誌への投稿論文に対して、査読者を選定の上で査読を依頼し、その査読結果に基づき掲載の可否を決定する。

2. 投稿論文原稿の受付と担当編集委員の決定

- ・投稿論文原稿は、投稿者の資格、投稿規程および論文執筆要綱への適合などを点検の上で受け付ける。点検の際に特に確認するのは、「投稿にあたってのチェックリスト」に挙げた項目である。
- ・受け付けた投稿原稿が事務局に到着した日を「受付日」とする。
- ・本委員会は合議により、投稿論文ごとに担当編集委員を決定し、以降のプロセスは担当編集委員が中心となって進める。

3. 査読者の選定

- ・下記の方針に基づいて、本委員会で審議し投稿論文ごとに2名の査読者を選定する。
- ・査読者は、基本的に図書館情報学分野の研究者を選定する。本学会誌に論文掲載の実績がある者を優先するが、査読付き論文の執筆経験者もその対象に含める。投稿論文のテーマに適した図書館情報学分野の研究者または本学会員がいない場合には、他分野の研究者、本学会員以外の者を査読者に含める。
- ・査読者の選定に際しては、下記の者を除外する。
 - a) 投稿者と指導関係にある者
 - b) 投稿論文のテーマに関して投稿者と共同研究関係にある者
 - c) 投稿者と論争関係にある者、投稿原稿において批判の対象とされている論の主張者
 - d) 投稿者と家族関係・親族関係等の密接な関係にある者

4. 査読

- ・査読者には、査読依頼状および査読結果回答書の指示に従って査読を行ってもらい、査読結果を査読結果回答書により報告してもらおう。査読期間は原則1ヶ月とする。
- ・査読者による判定は、以下のいずれかとする。
 - a) 掲載可：意見や条件をつけることなく、このまま掲載を認める。この判定の場合、査読者は、明らかな誤字・脱字等の指摘以外に意見をつけない。
 - b) 意見付き掲載可：査読結果に影響を与えるものではないが、より改善の余地があると考えられる点について査読者が意見をつける場合。再査読は行わないが、査読者の意見に投稿者が対応しているかの確認を本委員会が行う。

c) 再査読：査読者が指摘する要件を満たさない限り掲載可とできない場合。改訂稿を再度査読者に送付し、再査読を行う。

d) 掲載不可：内容に根本的な問題がある、論文の体をなしていない、本学会誌の対象分野外である等の理由で掲載できないと判断された場合。

・査読者は、判定結果とともに、以下の事項について査読結果回答書に記入する。

a) 「意見付き掲載可」の判定の場合、掲載の要件ではない、文体・表現などに改善の余地があると思われる点、論文を良くすると考えられる点などを意見として記入する。

b) 「再査読」の判定の場合、修正されなければ掲載可にならない要件を記入する。加えて、必要があれば、掲載の要件ではない意見を記入することもできる。

c) 「掲載不可」の判定の場合、その理由を記入する。

d) いずれの判定の場合も、必要があれば、明らかな間違いを指摘することができる。

5. 査読結果の審議と総合判定

・査読者による査読結果に基づき、投稿論文の掲載の可否について、本委員会が審議の上で総合判定を行う。

・本委員会による総合判定およびその後の手続きは、原則として以下のように行う。

a) 掲載可：査読者の査読結果が「掲載可」で一致した場合、投稿論文を受理する。

b) 意見付き掲載可：査読結果が「意見付き掲載可」で一致した場合、あるいは「掲載可」と「意見付き掲載可」の組み合わせの場合、投稿者に改訂稿および査読者の指摘事項に対する回答書の提出を求める。

c) 再査読：査読結果が「再査読」で一致した場合、あるいは「掲載可」と「再査読」の組み合わせ、「意見付き掲載可」と「再査読」の組み合わせの場合など、投稿者に改訂稿および回答書の提出を求める。

d) 掲載不可：査読結果が「掲載不可」で一致した場合、投稿論文を不採択とする。査読結果が「掲載不可」と他の結果に分かれた場合にも、総合的に判断し投稿論文を不採択とすることがある。

e) 第3査読者による査読：査読結果が「掲載不可」と他の結果に分かれた場合は、第3査読者に査読を依頼することがある。

・総合判定がなされた段階で、総合判定結果、査読者による査読結果および提出された査読回答書を投稿者に通知する。通知には、担当編集委員からの論文内容や表現に関わる確認事項等を含む場合がある。

・投稿者に改訂稿の提出を求める場合、提出締切は約1ヶ月後とする。

6. 改訂稿の取り扱い

・投稿者により改訂稿および査読者の指摘事項に対する回答書が提出された場合には、次の扱いとする。

a) 「意見付き掲載可」で改訂稿の提出を求めた場合：査読者の指摘事項に適切に対応しているか、本委員会が内容を確認する。適切な対応が取られていれば、投稿論文を受理する。

b) 「再査読」で改訂稿の提出を求めた場合：査読者の指摘事項に適切に対応しているか、本委員会が内容を確認後、査読者への再査読を依頼する。なお、再査読は原則1回のみとする。

7. 再査読

- ・査読者には、再査読依頼状および再査読結果回答書の指示に従って再査読を行ってもらい、再査読結果を再査読結果回答書にて報告してもらおう。再査読期間は原則1ヶ月とする。
- ・査読者による判定は、以下のいずれかとする。
 - a) 掲載可
 - b) 意見付き掲載可
 - c) 掲載不可
 - d) 再査読：原則として認めないが、過度の改訂によって、当初の原稿にはなかった部分について修正の必要性が生じた等の例外的状況に限定して認める。

8. 改訂稿に対する総合判定

- ・査読者による再査読結果に基づき、改訂稿の掲載の可否について、本委員会が審議の上で総合判定を行う。
- ・本委員会による総合判定は、原則として以下のように行う。
 - a) 掲載可：改訂稿を受理する。
 - b) 意見付き掲載可：投稿者に再度の改訂稿および回答書の提出を求め、本委員会が改訂内容を確認した後、受理する。
 - c) 掲載不可：改訂稿を不採択とする。
 - d) 再査読：例外的状況に限定して、投稿者に再度の改訂稿および回答書の提出を求め、査読者による再査読を行う。
 - e) 第3査読者による査読：改訂稿に対して第3査読者を選定し、査読を依頼する。
- ・当初の査読結果が「掲載可」・「意見付き掲載可」と「再査読」との組み合わせによる再査読の場合と、当初の査読結果が「再査読」で一致した再査読の場合など、それぞれに応じた適切な審議をもって、「5. 査読結果の審議と総合判定」に記した基準に準じて総合判定を行う。
- ・総合判定がなされた段階で、総合判定結果、査読者による再査読結果および提出された再査読結果回答書を投稿者に通知する。通知には、担当編集委員からの論文内容や表現に関わる確認事項等を含む場合がある。

9. 受理

- ・本委員会が投稿論文の受理を決定した日を「受理日」とする。

10. 再投稿

- ・総合判定が「掲載不可」とされた原稿を、投稿者は全面的に修正し、新たな論文原稿とした上で、改めて投稿することができる。

11. 守秘義務

- ・投稿者による投稿の事実、投稿論文のタイトルと内容、査読者の氏名、査読結果等は、本委員会委員の守秘義務とする。
- ・投稿原稿のタイトルと内容、投稿者の氏名、査読結果等は、査読者の守秘義務とする。

(参考) 取り扱いのプロセス概要図

